

7. 制度の活用その他

7.1 活用できる制度

<事例および伊予市での活用>

景観法を含め関連制度の活用事例ならびに伊予市での活用可能な制度を示したのが下記の表です。（「伊予当面」は郡中景観区域、「伊予将来」は伊予市全域を想定しています。）

景観計画・活用制度等の事例と伊予市での活用方針（案）

	A	B	C	D		伊予(当面)	伊予(将来)		
景観法による制度活用									
景観地区							○		
準景観地区						×	△		
景観協定		△	△	△		○	○		
景観重要建造物	△	△	△	△		△	○		
景観重要樹木	△	△	△	△		△	○		
景観重要公共施設	△	○	○	○		△	○		
景観整備機構				△		△	○		
景観協議会・景観審議(査)会	△	△	○			○	○		
景観法とその他法令等との併用									
地区計画			×			×	×		
農振法(景観農業振興地域整備計画)		△	×	△		×	○		
自然公園法			×			×	○		
その他									
景観重要地域・景観計画重点区域	○	○				○	○		
良好な景観(建築等)の顕彰制度	△	△	○			○	○		
緑化活動の推進や緑化基準の制定							○		
景観学習等、市民への支援	△	△	△	△		△	○		
その他(※1、※2)			△				△		

○：景観法に基づき、条例を作成し、地域並びに必要事項を具体的に決めている。

△：景観法に基づき、条例を作成し、必要事項を具体的に決めているが、景観計画で候補地等を選定しているだけで、地域を法的に定めてはいない。

(候補地を選定していない場合も含む)

×：該当項目・地域等無し。

※1：景観形成重要建築物等の指定(松山市)

景観計画区域外において周囲の環境と一体をなして景観形成に重要な役割をはたしていると思われる建築物等の指定。

※2：札幌景観資産(旧 都市景観重要建築物等)

デザイン、様式が特徴的な建造物や市民や観光客から親しまれている建造物や樹木などの歴史的な景観資源を大切に継承し、個性豊かな景観を形成するため、札幌市が独自に指定し、保存と活用を図る。

(景観法による景観重要建造物は別途、2件指定。札幌景観資産として27件の建造物、1件の樹木を指定)

以下は全て、伊予市景観条例を制定することにより運用を行うことができます。

景観地区

- ・景観法の規定に基づき、市町村が市街地の良好な景観の形成を図るため都市計画に定めた地区です。「建築物の形態意匠の制限」を必須事項とし、「建築物の高さの最高限度又は最低限度」「壁面の位置の制限」「建築物の敷地面積の最低限度」に関しては必要に応じて定めます。

準景観地区

- ・都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域内で良好な景観の保全を図るため、景観法の規定に基づき指定した地区です。

景観協定

- ・景観計画区域内の一団の土地の所有者、借地権者の全員の合意により結ばれた、良好な景観の形成に関する協定です。住民間の契約であるという協定の特質から、良好な景観の形成に関する事柄をソフトな点まで含めて、定めることが可能です。

景観重要建造物・景観重要樹木及び景観重要公共施設

- ・景観計画区域内において指定された、地域の景観上の核となるような景観上重要な建築物、工作物及び樹木、公共施設で、景観計画に位置づけます。

景観整備機構

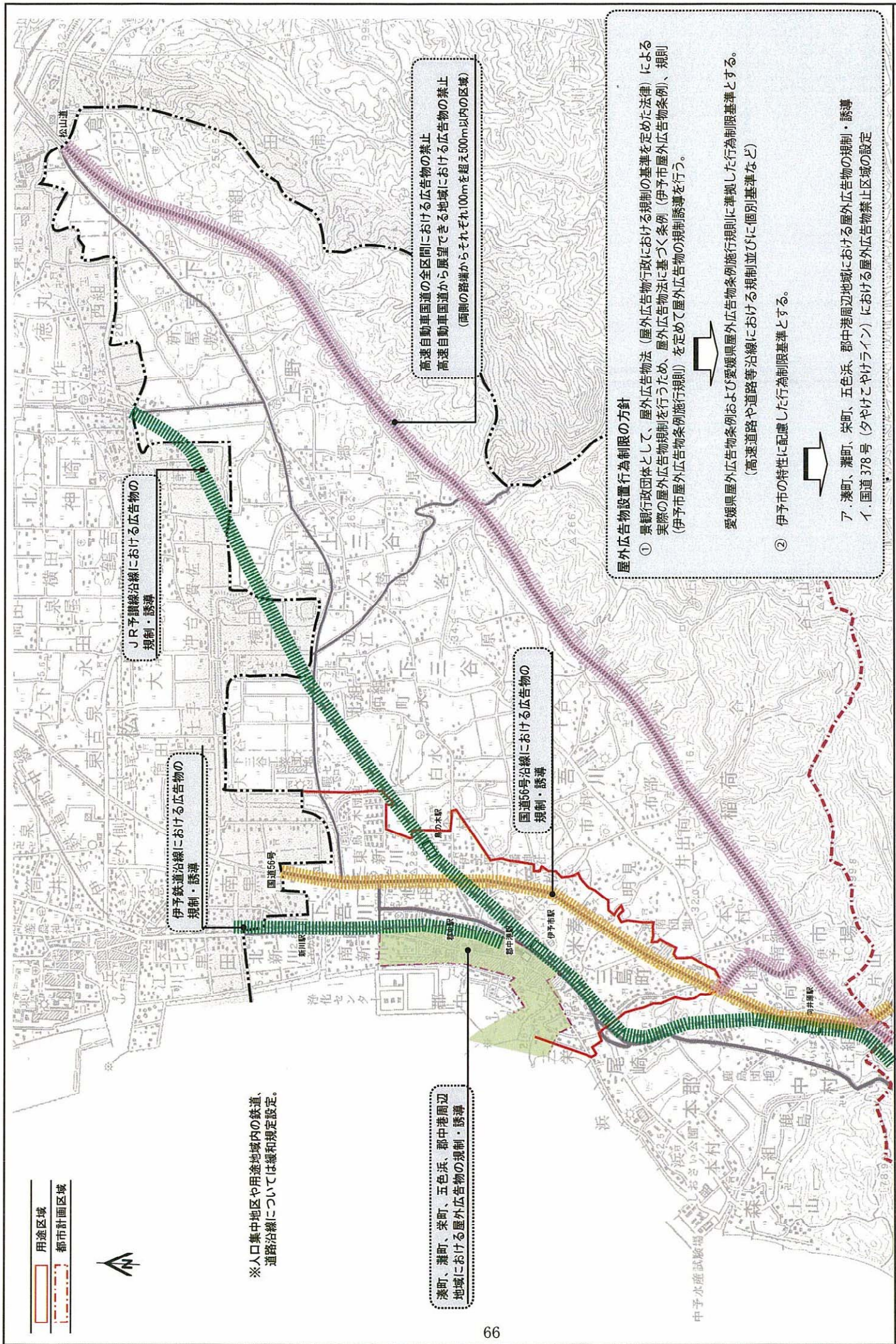
- ・景観計画区域において、良好な景観の保全・形成に関して様々な活動を行う NPO 法人や公益法人等の団体で、景観行政団体から景観整備機構として指定された団体です。
- ・景観に関する住民の取組みに関して情報提供等の支援や、所有者と協定を結び景観重要建造物や景観重要樹木の管理、良好な景観形成に関する調査・研究などを行います。

景観協議会

- ・景観行政団体、公共施設管理者、景観整備機構、関係する他の公共団体、必要に応じて公益事業者（観光関連団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業者等）、住民等の関係者を加えて組織され、景観に関するルールづくりなど良好な景観の形成に関する協議を行います。

<屋外広告物条例>

景観行政団体になったことから、伊予市屋外広告物条例を制定し、きめ細かな屋外広告物の規制・誘導を行います。



屋外広告物設置行為制限の方針

① 景観行政団体として、屋外広告物法（屋外広告物行政における規制の基準を定めた法律）による実際の屋外広告物規制を行うため、屋外広告物法に基づく条例（伊予市屋外広告物条例）、規則（伊予市屋外広告物条例施行規則）を定めて屋外広告物の規制誘導を行う。



愛媛県屋外広告物条例および愛媛県屋外広告物条例施行規則に準拠した行為制限基準とする。
（高速道路や道路等沿線における規制並びに個別基準など）

② 伊予市の特性に配慮した行為制限基準とする。



ア、湊町、灘町、栄町、五色浜、郡中港周辺地域における屋外広告物の規制・誘導
イ、国道378号（タヤケコヤケライン）における屋外広告物禁止区域の設定

国道378号沿線における広告物の
規制・誘導

高速自動車国道の全区間における広告物の禁止
高速自動車国道から展望できる地域における広告物の禁止
（画側の路端からそれぞれ100mを超え500m以内の区域）

JR予讃線沿線における広告物の
規制・誘導

国道56号沿線における広告物の
規制・誘導

JR内子線沿線における広告物の
規制・誘導

用途区域
都市計画区域